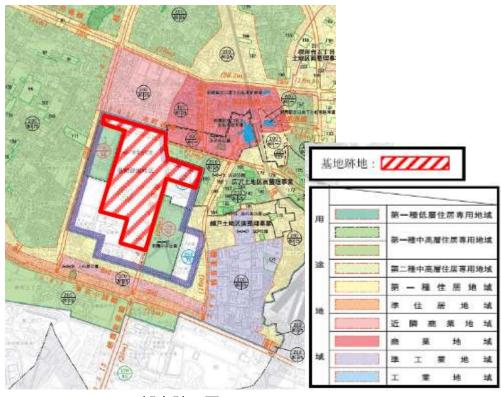
朝霞市基地跡地公園・シンボルロード に関する検討の経緯

平成28年10月15日

1 基地跡地の現状(1)位置及び周辺状況

- 基地跡地(留保地約19.1ha)は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から 約700mの距離に位置
- 飛び地状の市街化調整区域に指定されており、北側は商業系用途地域、東・西・南側は住居系用途地域に指定



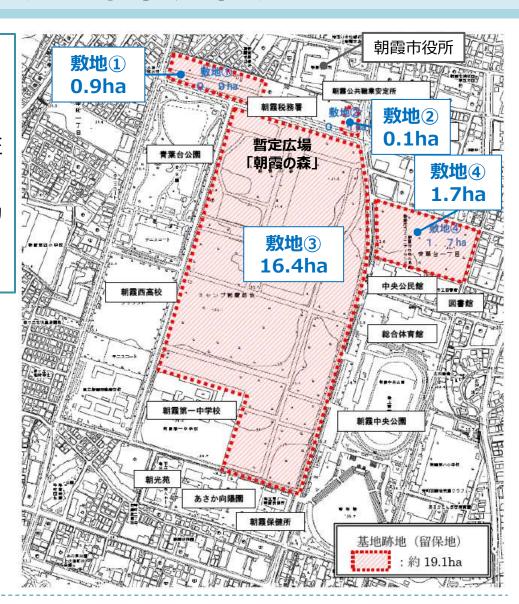


位置図

都市計画図

1 基地跡地の現状 (2)基地跡地の周辺状況及び利用状況

- ○周囲には、市役所、税務署、公園、 学校、保健所、図書館等の公共施 設が立地
- ○敷地①の一部は、青葉台公園第2駐車場、消防訓練場として借用
- ○敷地③の一部は、財務省関東財務局 と市が管理委託契約を締結し、 「朝霞の森」 として暫定利用



2 これまでの検討経緯(1)主な経緯

S 20.9	旧陸軍施設に米軍が進駐(キャンプドレイクの設営)
S49.8	キャンプ朝霞の大部分の日本返還が決定
S 53.11	キャンプ朝霞跡地利用基本構想策定
S61.2	米軍通信施設返還により市内から米軍基地がなくなる
H13.5	朝霞市基地跡地利用計画策定
H15.6~7	国が、財政制度等審議会答申を受け、基本的な方針を「原則留保、例外公用・公共用利用」から 「原則利用、計画的有効活用」に転換
H18.12	朝霞市基地跡地利用基本計画(最終報告)」が市に提出される
H19.12	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
H20.4	朝霞市基地跡地利用計画策定(翌月に国へ提出)
H21.2	朝霞基地跡地地区地区計画決定
H22.3	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定
H23.12	国家公務員宿舎建設中止決定
H24.2	関東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の見直しと再提出を求められる
H24.11	暫定利用広場「朝霞の森」オープン
H27.12	朝霞市基地跡地利用計画策定(同月に国へ提出)

2 これまでの検討経緯 (2)朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

【基本コンセプト】

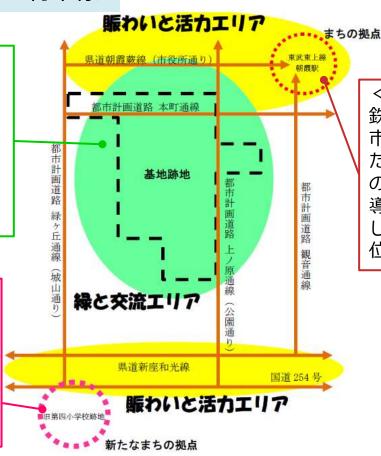
周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた"次の朝霞"のための"憩いと交流の拠点"

○基地跡地及び周辺エリアの将来像

<基地跡地>

既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点と位置付ける

<新たなまちの拠点> 広域交通軸に位置付けられている国道254号(川越街道)の沿道で、商業系ゾーンに接する立地特性を活かした土地利用が期待される旧第四小学校跡地を新たなまちの拠点と位置付ける



くまちの拠点>

鉄道交通の利便性を活かした 市の中心的な地区として、また、市の玄関口としての機能 の強化や商業施設等の立地誘 導を図るため、まちの拠点と して東武東上線朝霞駅周辺を 位置付ける

2 これまでの検討経緯 (3)朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

○土地利用計画

①公園用地

公園的な利用をする区画

②公共施設用地

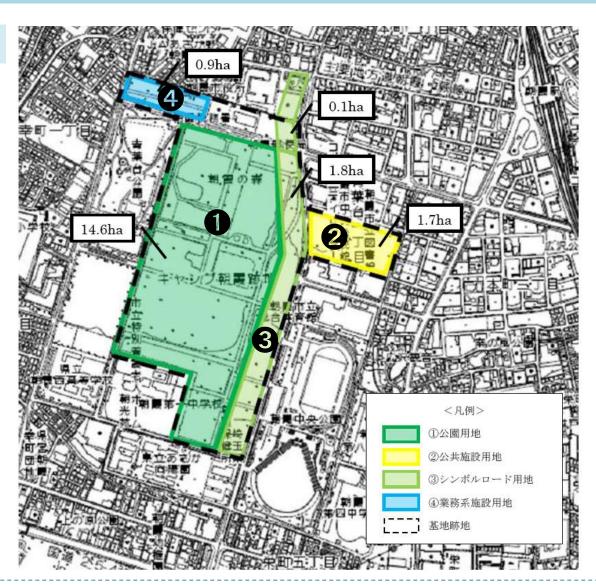
行政機能と文化活動の拠点として利用する区画

③シンボルロード用地

道路法に基づいて市道認定する 区画

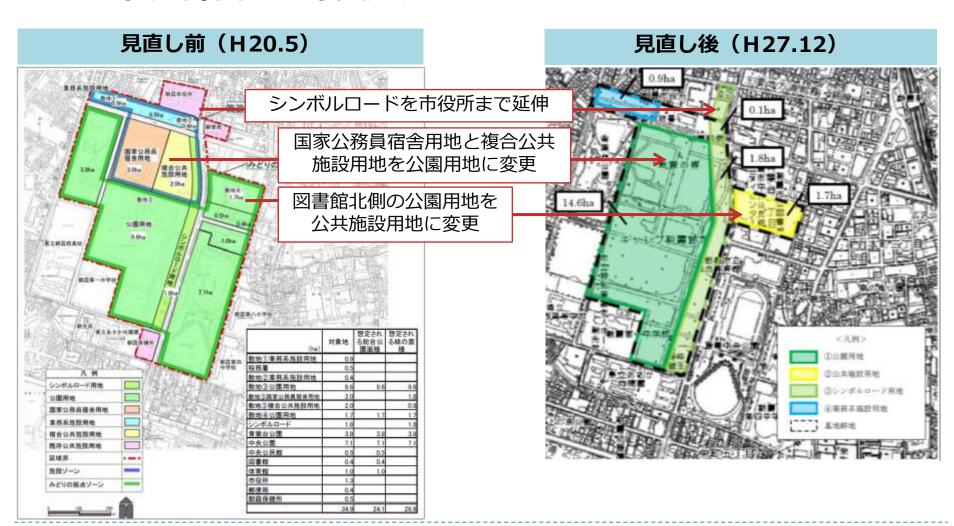
4 業務系施設用地

朝霞税務署や朝霞公共職業安定 所などを集約した落ち着いた街 並みの区画



2 これまでの検討経緯 (4)朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

○土地利用計画の主な変更点



3 朝霞市基地跡地利用計画における基地跡地公園・シンボルロードに関する方針 (1) みどりの拠点ゾーン

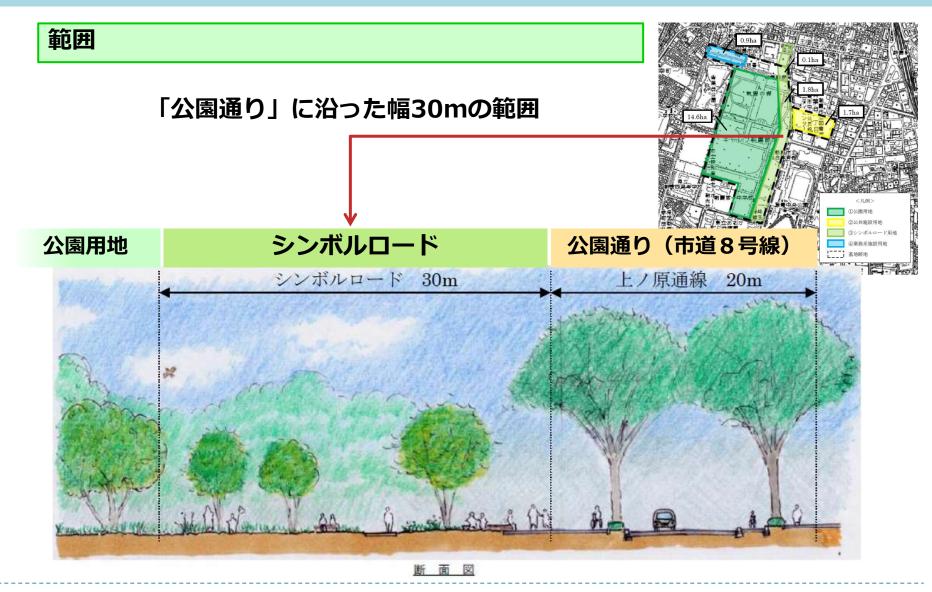
土地利用方針

- 「防災拠点機能を備えた総合公園」として活用する
- 樹林を保全するため必要最低限の樹木管理をするとともに、林縁は明るい 疎林、草地とすることでエコトーンを形成して生物多様性の保全を図ると ともに、散策路等の安全性や快適性も確保する
- ◆ 人と動物が共存する武蔵野の風景を目指す
- 多様な動植物を育む縁界部(樹林と草地の境)や草地、自然性と都市性が 調和する緑に囲まれた空間とする
- 仮設的な利用も含め、様々な利用が行われる空間(レクリエーションやリフレッシュ空間、花火を打ち上げる空間など)とする
- 緑と共生した歩道や広場などの施設や便益施設等の配置をする

公園機能の配置と相互連携

公園用地(14.6ha)及び朝霞中央公園、青葉台公園内の既存資源を有効活用しながら、「防災拠点機能を含む高度な公園機能を発揮する総合公園」として整備

3 朝霞市基地跡地利用計画における基地跡地公園・シンボルロードに関する方針(2)シンボルロード



3 朝霞市基地跡地利用計画における基地跡地公園・シンボルロードに関する方針(2)シンボルロード

必要な構成要素

- ①歩行者・自転車の円滑で安全な通行を支える『交通機能』
- ②朝霞市のイメージを高め、快適な散策等ができる『アメニティ機能』
- ③市民が祭りやイベントを楽しむことができる『広場機能』
- ④災害時の緊急動線や避難路、延焼防止としての『防災機能』

3タイプの整備・活用のイメージ

【イメージ1】 樹木密度が高い場所



【イメージ2】 樹木密度が中間の場所



【イメージ3】 樹木密度が低い場所



3 朝霞市基地跡地利用計画における基地跡地公園・シンボルロードに関する方針

(3)整備の進め方

朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)



朝霞市基地跡地公園 ・シンボルロード 整備基本計画の見直し



朝霞基地跡地地区 地区計画の変更



先行プロジェクト シンボルロードの 暫定的供用



国からの管理受託など による公園用地の 暫定的利用

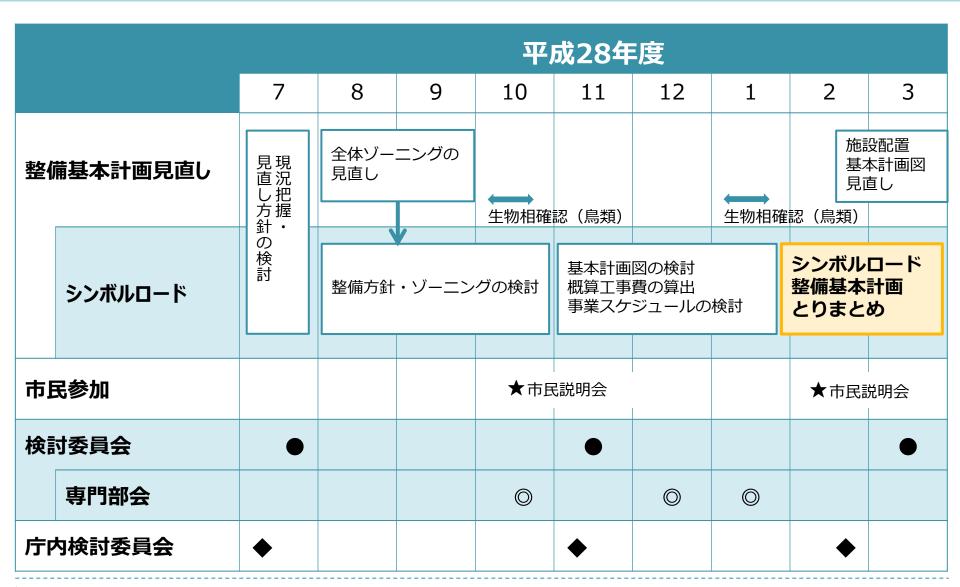


シンボルロードの整備



公園用地の 段階的取得、整備

平成28年度スケジュール



平成29年度スケジュール

